

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 20 日

会員代表者（理事長・会長）様  
会員構成員会社代表者 様

(一社)日本医薬品卸売業連合会  
事 務 局

### 価格妥結状況等確認書の書式変更について

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、「未妥結減算制度の円滑な運営への協力について（依頼）」の事務連絡が発出されました。

医薬品卸売販売業者には、これまでも医療機関・保険薬局が妥結率を報告する際に必要となる「妥結率の根拠となる資料」の提供をお願いしていますが、今般、令和 6 年度診療報酬改定において「妥結率等に係る報告書」の見直しが行われ、保険薬局等が妥結率を報告する際に、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」の報告が必要なくなりました。

つきましては、改訂版の価格妥結状況確認書（別紙）を妥結率の根拠となる資料としてご活用いただけますので、貴組合(協会)傘下会員並びに貴社内関係者へのご周知をお願い申し上げます。

なお、別添の送付状に記載のとおり、妥結率等に係る報告書に新たに盛り込まれた「医療用医薬品の取引状況」及び「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目については、本事務連絡の「妥結率の根拠となる資料」とは別に来年度からの取組として、新たな資料の提供依頼について検討されているところです。

今後、取扱いが決まり次第、改めてお知らせすることもありますので、その旨をご承知いただきますようお願いいたします。

## 価格妥結状況確認書

2024年4月1日から9月30日までに甲と乙の間で売買された薬価基準に記載されている医療用医薬品についての価格妥結状況は次のとおりであり、今後、価格が変更されることがないことを双方で合意いたします。

## 1. 価格妥結状況

総取引額（薬価換算）	〇〇〇円
価格妥結済品目取引額（薬価換算）	〇〇〇円

2024年11月〇日

甲	〇〇病院・薬局名	印
乙	〇〇卸名	印

令和6年8月30日

送 付 状

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課  
流通指導室

平素より大変お世話になっております。

今般、別添のとおり、令和6年8月30日付け事務連絡「未妥結減算制度の円滑な運営への協力について（依頼）」を発出いたしましたので、貴連合会会員各社への周知方につき、よろしく願いいたします。

なお、妥結率等に係る報告書に新たに盛り込まれた「医療用医薬品の取引状況」及び「医療用医薬品の流通改善に関する取組状況」に関する報告項目については、本事務連絡の「妥結率の根拠となる資料」とは別に来年度からの取組として、新たな資料の提供依頼について検討しています。

今後、取扱いが決まり次第、改めてお知らせすることもありますので、その旨をご承知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 6 年 8 月 3 0 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

未妥結減算制度の円滑な運営への協力について（依頼）

医薬品卸売販売業者には、これまでも医療機関・保険薬局が妥結率を報告する際に必要となる「妥結率の根拠となる資料」の提供をお願いしていますが、今般、令和 6 年度診療報酬改定において「妥結率等に係る報告書」の見直しが行われ、保険薬局等が妥結率を報告する際に、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」の報告が必要なくなりました。

そのため、平成 30 年 9 月 12 日の事務連絡「未妥結減算制度の円滑な運営への協力について（依頼）」において、医薬品卸売販売業者に依頼しました保険薬局等へのこれらの根拠となる資料の提供についても必要がなくなったことをお知らせいたします。

引き続き、未妥結減算制度の円滑な運営にご協力下さいますようお願いいたします。